



地域の感染症対策における保健所・保健センターの役割～新型コロナ禍を経験して～

田邊 裕

名古屋市保健所西保健センター所長

はじめに

新型コロナウイルス感染症(新型コロナ)の流行(新型コロナ禍)により、保健所・保健センター(保健センター等)の役割が注目される機会が増えました。保健センター等は感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)に基づき感染症対策を行います。本稿では具体的に保健センター等が行う感染症対策とは何か、そして新型コロナ禍での業務の現実はどうなものだったかを紹介します。また、今後の新興・再興感染症パンデミックの際に保健センター等に求められる役割についても考察します。

1 感染症法について

保健センター等は平時から感染症法に基づいた感染症対策を業務として行っています。感染症法は人権を尊重したうえで感染拡大を予防し、かつ患者に適切な医療を提供するための法律です。その概要を紹介します。

1. 公衆衛生対策と医療対策

感染症法の2本の柱として、公衆衛生対策と医療対策が挙げられます。感染拡大の予防に関する対応を公衆衛生対策と呼び、適切な医療提供に関する対応を医療対策と呼びます。それぞれの具体的な項目を紹介します。

(1) 公衆衛生対策に関する項目

患者の隔離のために就業制限(18

条)や入院勧告(19条, 20条), 新型インフルエンザ等感染症患者に対する宿泊・自宅療養(44条の3)などが定められています。また、患者の接触者に対する接触者健診(17条), 感染経路の消毒(27条), 媒介生物の駆除(28条)等の対応も定められています。これらの対応を適切に行ううえで根幹となるのは発生届(12条)の情報と、それに伴う積極的疫学調査(15条)です。特に、積極的疫学調査は事例ごとに異なる感染症の連鎖の全体像を把握し(図1), 上記の各種対応につなげる(図2)ためのもので、公衆衛生対策の根幹を成します。保健センター等が行う感染症対策として、この積極的疫学調査は非常に重要です。